

## 埼玉県大規模小売店舗立地審議会オンライン傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉県大規模小売店舗立地審議会が行う会議のオンライン傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴する場合は、次に掲げる手続きを遵守しなければならない。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、指定した期日までに事務局あて様式1「オンライン傍聴申込書」に必要事項を記載の上申し込むこと。なお、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。
- (2) 事務局は、指定した期日までに傍聴の可否について連絡を行う。傍聴可能となった者は、様式2「誓約書」に必要事項を記載の上、会議開催日の前日正午までに事務局あて提出すること。
- (3) 傍聴者は、会議開催時刻に別途案内される傍聴用URLから傍聴すること。
- (4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は傍聴者自身で準備を行うこと。なお、傍聴にあたり、次のセキュリティ要件を満たすこと。

ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。

ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

(傍聴者の遵守事項等)

第3条 傍聴者は、審議会の議長（以下「議長」という。）の命を受けた係員（以下、「係員」という。）の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
- (3) 他の者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- (4) 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット、リアクション等の機能を使用しないこと。
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、第2条第1項第2号の誓約書提出時に様式3「埼玉県大規模小売店舗立地審議会における録音等の申請について」を事務局あて提出し、事前に議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

2 議長は、傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたときは、これを制し、又は係員をして制止させることができる。

（退出命令）

第4条 議長は、前条第2項の制止に従わない傍聴者があるときは、当該傍聴者に対し退出を命じることができる。

2 議長は、前項の命令に従わない傍聴者があるときは、係員をして当該傍聴者を退出させることができる。

（その他）

第5条 傍聴者は次の事項について留意すること。

- (1) 通信状況により、映像や音声が途切れたり、一時停止したりする可能性があること。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断又は終了する可能性があること。

- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会はその責を負わないこと。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合があること。

(議長のとる臨機の処置)

第6条 この規程に定めのない事項であっても議長が必要と認めたときは、臨機の処置をとることができる。

附 則

この規程は、令和5年5月9日から施行する。